

し遂に茲條件にて増給その他の要求案はすべて工場長に一任することに決し二十一日午後六時頃笹子工場長にこの旨申込み三十日以上に亘る争議は茲に解決を見た解決の際に工場では解雇した職工救済金として特別に金一封(三万円)を支出し、残留職工には十日分の日給を支給することとされ、それと五日分は二月経過後会社に返済するといふ条件つぎである。かくて因島三庄両工場全職工千五百名は二十一日から全部出勤したが入渠船舶は一隻もなく、さし當り仕事もないので二十一日の日は半休とし、半日分の日給を支給し、二十四日から三日間は休業として二時間分の給料を支拂ふと。

#### 職工の就業式 解決した因島

月餘に亘つた大坂鉄工所、因島三庄両工場における労働争議は二十日に解決を見たので二十一日には因島工場一千百六十四人、三庄工場三百七十六人、早朝より出勤し就業式を行った。